

令和2年7月28日
住宅局市街地建築課

マンション管理の新制度の施行に関する検討会（第1回）を開催します

国土交通省は、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布されたことを受け、マンション管理適正化法に新たに規定される国による基本方針、地方公共団体による助言・指導等、管理計画認定制度等の新制度の施行に関し、基本方針や認定等の基準などについて議論するため、有識者、関係団体等による検討会を設置することとしました。つきましては、第1回検討会を次のとおり開催します。

1. 日時：令和2年7月30日（木）10時～12時
2. 場所：経済産業省別館11階 各省庁共用会議室1111
（東京都千代田区霞が関1-3-1）※事務局及び希望者以外はWebにて参加
3. 主な議題（予定）：
 - （1）基本方針及びマンション管理適正化指針について
 - （2）助言・指導等の基準について
 - （3）管理計画の認定基準について 等
4. 委員：別紙のとおり
5. 傍聴等：
 - ・会議は公開にて行いますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、カメラ撮りは冒頭のみ、傍聴はWeb上での傍聴のみとさせていただきます。カメラ撮りで来場される方は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。なお、通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止があることをあらかじめご了承ください。
 - ・また、Web会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1社（団体）につき1名までとさせていただきます。希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。
 - ・カメラ撮り又はWeb上での傍聴を希望される方は、令和2年7月29日（水）12時まで、以下のとおりメールにてご連絡ください。
件名：【カメラ撮り希望/傍聴希望】第1回 マンション管理の新制度の施行に関する検討会
本文：氏名（ふりがな）、所属、メールアドレス、直通電話番号
送信先：hqt-mansion★gxb.mlit.go.jp（★を@に変えて送信してください）
カメラ撮り・傍聴の可否については、7月29日（水）中にご連絡します。
6. その他

会議資料及び議事要旨は、後日以下の国土交通省ホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000043.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 課長補佐 塚越（内線 39-643）

老朽化対策推進係長 長谷川（内線 39-644）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8509 FAX：03-5253-1631